

関西国際空港国際線の誘致に向けた航空需要調査等業務 委託仕様書

1 委託事業名

関西国際空港国際線の誘致に向けた航空需要調査等業務

2 目的及び事業概要

関西国際空港は、令和7年3月末に年間発着容量が23万回から30万回に拡大するとともに、第1ターミナルビルの大規模改修が行われるなど、空港機能の強化が着実に図られている。また、令和7年（暦年）の国際線の発着回数や旅客数は旺盛なインバウンド需要にけん引され、開港以来最高を記録している。一方で、現在の就航ネットワークは、方面別のシェアでは東アジアが8割を占めており、東アジアに偏重している状況となっている。

こうした状況を踏まえ、大阪府としては、西日本の国際拠点空港である関空の国際就航ネットワークの拡充を進めるとともに、大阪経済の持続的な発展のため、欧米をはじめとする国際線における未就航路線の誘致に取り組む必要がある。

本業務は、関西国際空港国際線における未就航路線の誘致を促進するため、対象路線における航空旅客及び航空貨物の需要動向を調査・分析し、海外航空会社の関空路線誘致に効果的な施策提案を行うもの。

○関西国際空港の利用状況

区分	令和元年	令和6年	令和7年
国際線発着回数	15.8万回	14.5万回	16.7万回
国際線旅客数	2,493万人	2,392万人	2,753万人
うち 外国人	1,677万人	1,892万人	2,173万人
うち 日本人	794万人	489万人	571万人

○方面別シェア（令和7年 発着回数）

方面	シェア
中国	35%
香港・マカオ	9%
台湾	9%
韓国	26%
東南アジア	14%
ハワイ・オセアニア・グアム	2%
北米・欧州・中東等	5%

中国、香港・マカオ、台湾、韓国の東アジアで約8割

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日

4 委託上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業内容及び提案を求める事項

(1) 事業内容

① 航空需要調査

- 関西国際空港国際線の未就航路線について、大阪府として海外航空会社へ路線誘致を働きかけるために、航空需要調査を行うこと。
- 調査対象とする国は、北米（米国を中心に）、欧州（英国を中心に）、インド、インドネシアを想定し、未就航都市については、需要や関空後背地の経済圏の状況等を考慮し選定すること。
- 関空と未就航都市との航空需要（際内乗継需要なども含む）について、在大阪・関西企業の出張、商談等のビジネス需要を中心に調査・分析し、当該国・周辺地域との間に存在する潜在的な航空需要を定量的に示すこと。
- 貨物分野については、新規就航時に見込まれる貨物需要（品目、量など）について調査・分析すること。
- 新規就航することにより見込まれる旅客及び貨物需要を評価すること。

【留意点】

- 調査内容、調査対象地域、調査対象者等の決定にあたっては、大阪府と十分に協議・調整を行うこと。
- 事業の趣旨を鑑み、上記に加えて必要な調査があれば追加して提案すること。
- 調査結果やアンケートやインタビューの内容については、適宜、文書及び電子データにより大阪府へ報告すること。

② 施策提案

- 調査結果を踏まえ、海外航空会社の路線誘致に効果的な施策提案を行うこと。
- 大阪府と十分に協議・調整を行った上で、航空会社向けのプレゼンテーション資料を取りまとめること。
- 取りまとめに際して、追加調査の必要が生じた場合はその都度実施すること。

【留意点】

- 取りまとめにあたっては、事業目的に沿った効果的な内容となり、調査結果がわかりやすく伝わりやすい記述にするとともに、取組内容は具体的に提示し、実施主体を明らかにするなど実効性を重視したものとすること。
- 中間報告及び最終報告は、日本語及び英語にて作成すること。

提案を求める事項

- ✓ 路線誘致の実現に向け、航空需要調査の結果を活用した航空会社への効果的なセールス方法や、施策提案などをすること
- ✓ 調査の枠組み（調査目的、対象範囲、調査項目、手法、比較分析の視点など）について、独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること
- ✓ 取りまとめプロセス（手順、想定される結果など）を示すこと
- ✓ 成果物のイメージ（取りまとめの構成案など）を示すこと

（２）事業実施体制及びスケジュール

- 業務を確実にかつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- 事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。
- 本事業の実施にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、検討結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

提案を求める事項

- ✓ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や経験、能力等を有するスタッフの有無等）を示すこと
- ✓ 上記の調査・検討の具体的なスケジュール案を示すこと

（３）報告書の作成

- （１）及び（２）の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成すること。
- 令和８年９月末までに中間報告を取りまとめ、大阪府に提出すること。
- 令和９年３月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。
- 事業実施の様子が分かる写真や図表等、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かり易い形式を用いること。

6 委託事業の一般原則

- （１） 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わす等、適切な措置を講じること。
- （２） 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- （３） 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- （４） 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

7 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、当該会計年度終了後5年間保存するものとする。

8 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

9 その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、印刷物の外、二次利用できる形式の電子データ（Word形式及びPDF形式、最終報告書はCD-ROM等2枚も提出）も提出すること。
なお、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。